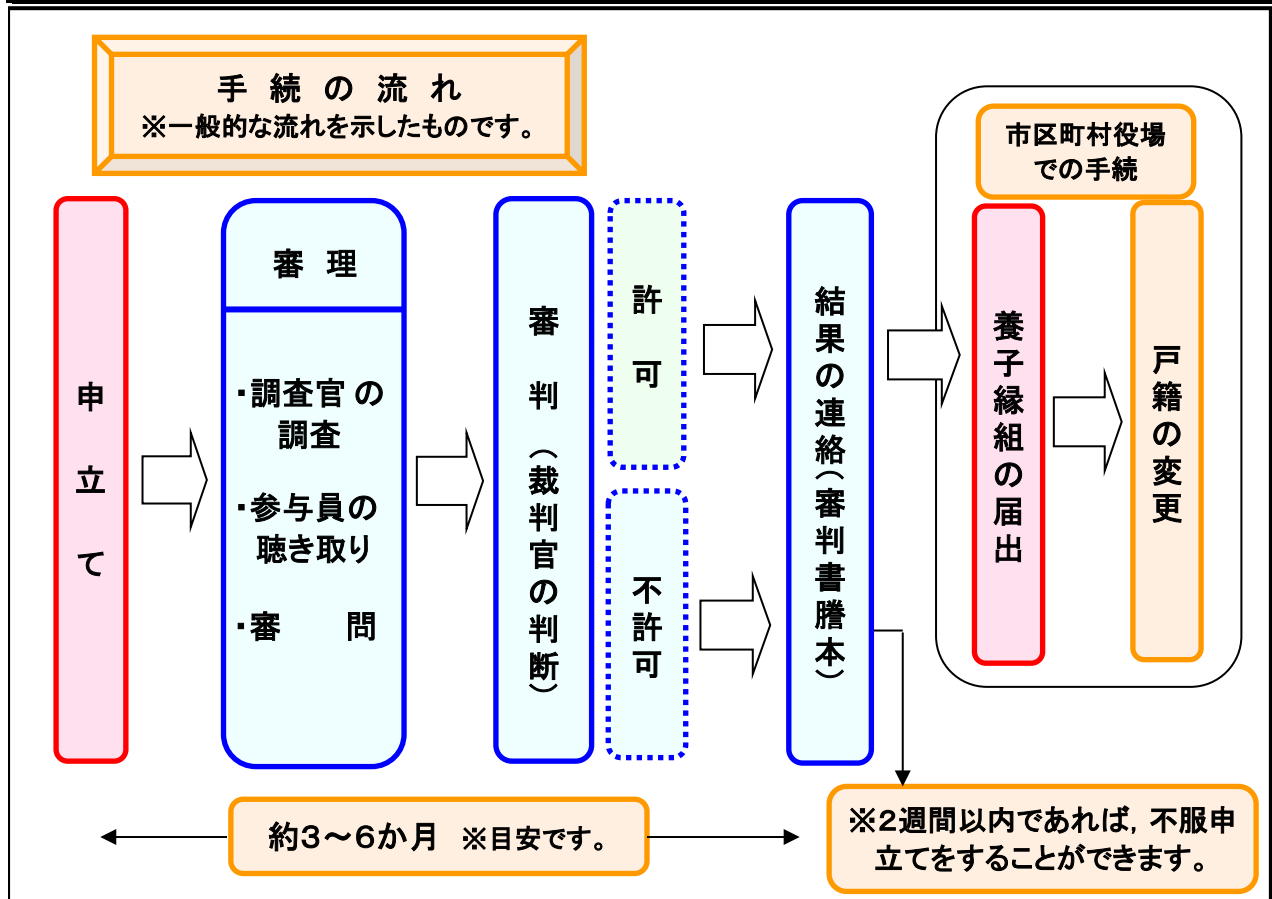


「養子縁組許可」の手続とは・・・

養子縁組をするには、市区町村役場に養子縁組の届出をしなければなりません。養子となる人が未成年者の場合や後見人が被後見人を養子にする場合は、あらかじめ家庭裁判所の許可を得る必要があります(民法798条本文, 794条。)。その許可を得る手続が「養子縁組許可」と呼ばれる手続です。

この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申立てをする人	養親となる人
申立てをする裁判所	養子となる人の住所地の家庭裁判所
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 養子となる人1人につき 収入印紙 800円分 <input type="checkbox"/> 郵便切手 870円分 【82円10枚, 10円5枚】
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書 1通 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(全部事項証明書) 各1通 <input type="checkbox"/> 申立人(養親となる人)のもの <input type="checkbox"/> 未成年者のもの <input type="checkbox"/> 未成年者が15歳未満の場合は、代諾者のもの ※そのほかに書類の提出をお願いすることがあります。



よくあるご質問

Q1 未成年者を養子とする場合は、必ず家庭裁判所の許可が必要になるのですか？

自分の直系卑属(子、孫など)又は配偶者の直系卑属(子、孫など)を養子とする場合は、家庭裁判所の許可は不要です。

Q2 配偶者のある者が未成年者を養子とするには、夫婦で養親にならなければなりませんか？

配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者とともにしなければなりません。ただし、配偶者の嫡出子を養子とする場合、配偶者がその意思を表示することができない場合は、単独で養子縁組をすることができます。

Q3 後見人が未成年者である被後見人を養子とするときは、どのような手続が必要となりますか？

家庭裁判所で、後見人が被後見人を養子とすることについての許可と、未成年者を養子とすることについての許可(Q1に記載されている場合は、不要です。)を得ることが必要です。これらの許可を得る手続は、1通の申立書で行うことができます(なお、申立手数料(収入印紙)は2件分かかります。)。また、未成年者が15歳未満のときは、縁組の代諾者として特別代理人又は後見監督人が必要になります。

Q4 申立てをした後は、どのような手続が行われるのですか？

養子縁組が未成年者(被後見人)の福祉にかなうかどうかを審理するため、申立人、未成年者(後見養子のときは、被後見人)、代諾者(未成年者が15歳未満のとき)などに対して、家庭裁判所調査官が調査をしたり、必要に応じて、裁判官が審問をしたりして、これらの結果に基づき、裁判官が判断することになります。

Q5 許可になったときは、どのような手続をすればよいですか？

養子縁組は、養親となる人と養子となる人とが届出することによって効力が生じますので、本籍地又は住所地(養子が15歳未満のときは代諾者の住所地でもできます。)の市区町村役場で養子縁組の届出をしてください。届出に当たっては、審判書謄本のほか、戸籍謄本の提出などを求められることがありますので、詳しくは届出する役場にお問い合わせください。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター

(TEL 052-223-2830)